

審　查　基　準

基準の名称	使用料の減免基準(2)	
法　令　等　名	根　拠　条　項	許　認　可　等　・　処　分　の　概　要
徳島県都市公園条例	15条	有料公園施設等の承認に係る 使用料の減免
基　　準　　の　　内　　容		

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島県都市公園条例(昭和33年徳島県条例第20号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき、条例第7条第2項の規定による有料公園施設(駐車場を除く。)又は有料用具(以下「有料公園施設等」という。)の承認に係る使用料(以下「使用料」という。)の減免について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 使用料の減免については、次の各号に定めるとおりとする。

一 大会・講習会等の減免基準

イ 全県の児童生徒を対象にした大会等

減免の対象となる施設等	減　免　大　会　等	減　免　額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの。 ただし、冷暖房の使用料は除く。	徳島県高等学校総合体育大会	使用料の全額
	徳島県定時制通信制教育連盟体育大会	
	徳島県中学校総合体育大会	
	徳島県小学校水泳能力検定会	
	徳島県小学校陸上運動記録会	

ロ 福祉関係のスポーツ大会等

減免の対象となる施設等	減　免　大　会　等	減　免　額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの。 ただし、冷暖房の使用料は除く。	徳島県知的障がい児(者)スポーツ大会	使用料の全額
	徳島県身体障がい児(者)スポーツ大会	
	自閉症児(者)親の会水泳教室	
	鳴門市障がい者スポーツ大会	

ハ 講習会等

減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
右記の減免講習会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの	水上安全法救助員養成講習会	使用料の全額

二 プロスポーツ等

減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
鳴門総合運動公園陸上競技場・第二陸上競技場・球技場(フィールドに限る。)	徳島ヴォルティスの試合・練習等	使用料の4分の3
鳴門総合運動公園陸上競技場 大型映像装置	徳島ヴォルティスの試合等	1時間につき 10,500円
蔵本公園野球場・鳴門総合運動公園野球場	四国アイランドリーグの試合	「他の者」の区分に相当する額との差額
鳴門総合運動公園野球場 野球場用照明施設(「照度特」、「照度1」に限る。)	四国アイランドリーグの試合	使用料の2分の1
鳴門総合運動公園体育館(「職業としてスポーツをする者」の区分を適用する場合に限る。)	徳島ガンバロウズの試合等	使用料の4分の3

ホ その他

減免の対象となる施設等	減 免 大 会 等	減 免 額
右記の減免大会等で使用する有料公園施設等のうち、知事が認めるもの	その他知事が認める大会等	知事が認める額

(使用料の減免申請)

第3条 使用料の減免を受けようとする者は、申出により知事の承認を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成17年2月1日から施行する。

この基準は、平成17年5月1日から施行する。

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年10月1日から施行する。